

A study of bill of exchanges for remittance in 11th century Japan

by INOUE Masao

This study examines two major theories regarding the origins of the Japanese concept of the “bill of exchange”. The first argues that this concept formulated during the “Heian” period (11th century); while the other, the “Kamakura” theory, argues for a later period (13th century) when merchants began to formally manage documents which, up to that point, had lacked sufficient transferability.

“Kudashibumi” and “Henshou” documents which explicitly state that “drawers could consign payment to payers” in the 11th century could be linguistically defined as bills of exchange. Though the Heian theory regards these documents as a “means of payment”, it doesn’t address whether a “means of remittance” occurred in these documents or not. In contrast, the Kamakura theory argues that these two documents served only as “orders for payment”, emphasizing that these documents were not always regarded as a bill of exchange because of their limited transferability and circulation. Thus, there were no crucial differences between the two major theories, just a difference in the extent of their definition of what constituted a bill of exchange.

In this analysis, several historical documents from the Todai Temple indicate that Shinanozenji used a Henshou document addressed to the Suou provincial branch in Kyoto from the Todai Temple in order to convert clothes from Otsu into rice in Kyoto. This fact means that the Henshou worked as a bill of exchange for remittance. The document evolved characteristically to become more neutral and transferable as verbal agreements grew to also require an Ukebumi receipt.

These findings weaken the Kamakura theory, and at the same time, advocate that the Heian theory – which regarded Henshou only as a relevant document for

collecting taxes contractually – should be revised. Furthermore, more historical materials with Henshou documents showing the occurrence of contracts need to be re-examined.

一世紀の日本における送金為替手形の問題について

井上 正夫

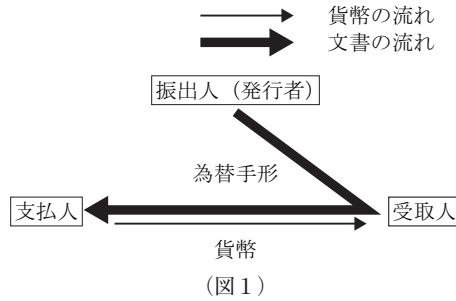
はじめに

東アジアの貨幣流通史上、日本の古代社会に自国銅銭が流通したことは、特異な事象であった。ただし、日本古代の自国銅銭流通は、一〇世紀末期に一旦途絶し、その後一二世紀に、中国銅銭の流入・流通により銅銭流通が復活する時期まで、日本では銅銭流通の空白期であった。^①

ところで、この銅銭不在の時期である一世紀に、日本では為替手形が発生していたことが、これまでの研究の中である程度明らかにされてきた（以後、「平安説」とする^②）。一方、そうした説に対しては、『東大寺文書』に散見する返抄や下文は、関係機関に対する支払命令書に過ぎず、譲渡性・流通性が限られており、商人が関わる送金用の為替手形の発生は鎌倉時代以降とする指摘もある（以後、「鎌倉説」とする^③）。

本稿の目的は、古代日本の銅銭不在と為替手形発生との間の因果関係そのものについて考察するに先立ち、一世紀における送金為替の取組に関し、その具体的取組のあり方を明らかにすることである。

一世紀の日本における送金為替手形の問題について



以下では、『東大寺文書』等、福島正樹氏が詳細に考証した諸史料を題材にして、そこに見える周防国宛ての東大寺返抄が、実は送金為替手形として機能していたこと、そしてその手形が譲渡性と流動性を具備していた可能性について論じていく。

第一章 為替手形の定義と返抄・下文の使用法

(一) 為替手形の定義

まず、為替手形の定義について確認しておく。『広辞苑』によれば、為替手形とは、「振出人すなわち発行者が、第三者すなわち支払人に宛てて、一定の金額を受取人またはその指図人に支払うべきことを委託する形式の手形」とあるので、本稿では、これを国語上の為替手形の定義として理解する。そして、この場合、為替手形が受取人経由で支払人に呈示されるならば、為替手形の移動と金銭の支払は、図1のように示すことができる。

(二) 返抄と下文

「返抄」とは、国司等が官衛寺院等に貨幣や物資を納入した際に、官衛寺院等から

発行された領収書のことである。⁵⁾ 本稿で取り扱う一一世紀半ばの時期には、国司等は、官衙寺院等に一定量の物品を納入する義務があり、その義務の達成は返抄によって証明されたから、返抄の獲得は、国司にとって重要問題であった。ただし、納入義務額に相当する物品が、一度に納入されて返抄が発行されるわけではなく、実際には、少額の納入に対して、一旦、請文や仮納返抄が領収書として発行され、納入額が一定に達した時、それらと引換に返抄が発行されることもあった。⁶⁾ 一般に、本来は単なる領収書に過ぎない返抄が、為替手形として機能したと指摘されているのは、第三者が何らかの対価として官衙寺院等から返抄を得、それによって、本来の納入義務者である国司等から支払を受けた場合である。

また、「下文」とは、例えば、国司が自己の納所（倉庫）宛てに、物資の払出を命じる文書である。

ここで、具体的な考証に入るに先立ち、こうした返抄や下文が、支払に使用された事例から確認しておく、まず、返抄については、有名な例であるが、『平安遺文』一三三四号（東大寺封戸文書書上）には、

（前略）

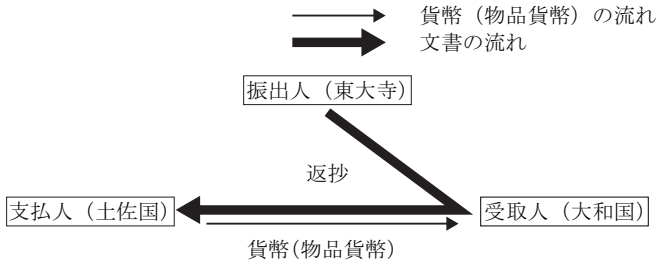
土佐國御封米伯斛假納返抄成_レ之了、大和守給當國雜役免田沙汰之代云々、

承曆二年十一月十九日成_レ之了、

（後略）

とあり、東大寺は大和国の雜役免田沙汰に対する給付として、大和国司に土佐国宛ての返抄を与えている。⁷⁾ この形態

一一世紀の日本における送金為替手形の問題について



(図2)

は、国語上の為替手形の定義に一応は合致しており、この場合の返抄も、広義には一種の為替手形といえる(図2)。

また、下文については、例えば『平安遺文』六七一号(周防守藤原隆方切符案)には、

下_二梶取_一 定_三三百六十石_一之中

可_レ奉_レ下_二米參佰肆拾伍斛_一事 正米三百石 車力十五石
斗欠卅五石 斗別一升五合

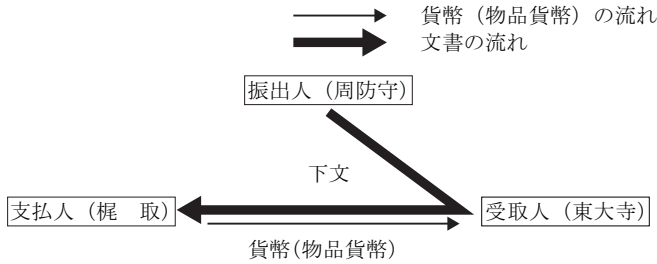
右、東大寺去永承三年以往御封内、且可_レ奉_レ下_二取_二使請文_一、

永承四年二月 日

周防守藤原朝臣_(案方)

とあり、周防守が梶取に対して東大寺の使者に米の払出を命じているから、やはりこの場合も為替手形の定義に合致しているといえる(図3)。

一方、鎌倉説は、こうした返抄や下文の使用は関係機関への支払命令書に過ぎず、それだけでは譲渡性・流通性が限定されているとしている^⑨。つまり、鎌倉説は、先の返抄や下文による払出の指図を、あくまで関係者内部の行為としてとらえて、それを必ずしも為替手形とはしないのである。



(図3)

こうして見ると、返抄や下文が、為替手形に相当するか否かについての見解の相違は、一つには両説における為替手形の範疇の相違に起因していることになる。

また、先述のような返抄等の使用があったこと自体は、他の断片的史料の整理によりある程度明らかにされているものの、その発給等具体的な事務の流れについては、これまで必ずしも明らかにされてはいない。この点でも、一一世紀の返抄の譲渡性の有無を論じること自体、限界があったといえる。特に、送金為替の取組としての返抄の使用に関しては、先行研究ではその事例を見出しおらず、こうした観点から返抄の役割を評価することはなかったのである。

第二章 信濃前司に関わる一連の文書

(一) 考証すべき七つの史料とその内容

以下で考証する史料は、『平安遺文』の七三三号・七三五号・七四九号・七八四号、および『東大寺図書館所蔵文書』第一部第二五第一八八号・第一部第二五第二八一号・第三部第一二第八六号である。この七件の史料は、信濃前司が僧戒禪を介して東大寺から周防国宛て返抄を入手したことに関連する文書であり、そのことは既に福島正樹氏が詳細に論じている。¹⁰⁾ 本稿では、福島氏の業績に導かれながら、史料が示す一連の

事務手続が実は送金為替の取組であることを明示する。

以下では、まず、天喜三（一〇五五）年一〇月以降、天喜四（一〇五六）年三月二九日までの日付が残る七件の史料を日付順に引用し、各史料の大体の内容を確認しておく。⁽¹⁾

〔史料1〕『平安遺文』七三三号（東大寺使僧念慶請文案）

謹辭

〔案〕

請ニ准絹佰疋代雜物ニ事

八丈絹參疋、代米肆拾伍斛、疋別十五石、

六丈手作布陸拾端、代絹卅五疋、准米卅五石、疋別一段二丈

鴨頭草參帖、代十疋、准米拾斛、疋別十五枚

右、東大寺御封米百石代、本斗九合定、所レ請如レ件、

天喜三年十月十四日 使僧念慶

〔内容〕天喜三（一〇五五）年一〇月二四日、東大寺の使僧念慶が、八丈絹三疋、六丈手作布六〇端、鴨頭草（つきくさ）三帖を受納した際の請文の案文（正式の文書である正文の写し）。念慶が受納した物品の価値は、米に換算して一〇〇石であった。

(史料2) 『平安遺文』七三五号 (東大寺使僧念慶請文案)

〔信乃^{〔補表〕}布請文〕

〔案〕 「已上百卅五石」

謹辭

請^三紅花伍斤^二事、代米拾斛、充^三斤別二石、

右、東大寺近江國御封米之代、爲^三別當大僧都^{〔念慶〕}御使、所^レ請如^レ件、但本斗者、

天喜三年十月十九日 使僧^{〔念慶〕} (花押)

(内容) 天喜三(一〇五五)年十月十九日、同じく念慶が、近江国からの封物として紅花を受納した際の請文の案文で、念慶の花押もある。紅花の価値は米に換算して米一〇石である。なお、福島氏の考証により、本来は、史料1から史料3に加えて、現在では伝存していないもう一通の請文案文があったこと、そして四通の請文案文における物品価値は米建てで表記されており、当初は総計一五〇石分が東大寺への納入済額として把握されていたこと、しかし、後に東大寺側が記録と突合せて調査した結果、史料1に八丈絹三疋とあるのは二疋の誤りであることが判明したので、その価値一五石分が未納と見なされ、結局、一三五石分の納入実績が認められたこと等が明らかになっている(史料6に^{〔12〕}関連)。また、端裏に「信乃□布請文」とあるのは、史料5の「信乃前司布沙汰文」という文言からして、この史料2が信濃前司の布に対する請文に関するものであることを、予想させる。

一一世紀の日本における送金為替手形の問題について

(史料3) 『平安遺文』七四九号 (東大寺使僧念慶請文案)

請預

〔案文〕

手作六丈布參拾參端肆尋事

代絹貳拾伍疋 所當米貳拾伍斛疋別一石疋

右、東大寺近江國御封米百五十石之内、先下之殘、爲別當大僧都御房御使、所請如件、

天喜三年十二月二日

使僧
大法師念慶

(内容) 天喜三(一〇五五)年十二月二日、念慶が、近江国からの封物として手作布を受納した際の請文の案文。手作布の価値は米に換算して二五石。また、「百五十石之内、先下之殘」という文言から、一連の封物納入については、あらかじめ一五〇石という枠が設定されていたことがわかる。

(史料4) 東大寺図書館所蔵文書第一部第二五第二八一号

〔謹
備裏捺封のハ書〕

〔備裏
周〕

「□防返抄成了」上永入寺御房侍 僧戒禪状」

〔通書〕「周防成返抄給了、載百三十五石、返抄成日、去年十二月廿三日、」

請案内事

右、須自於參仕可執申也、異乱仮相障儀候者、不參仕、御房御前尔可致言上、信乃前司被申候返抄、周防土佐両国之間、可成給由被申、早々可成給者也、謹言、

〔天喜四年〕三月廿八日 僧戒禪状

〔内容〕僧戒禪が、天喜四（一〇五六）年三月二八日に、東大寺の返抄発給に関わっていた永入寺に対して信濃前司への返抄交付を依頼している書状。信濃前司は、周防国宛てもしくは土佐国宛て返抄の交付を希望している旨を伝達し、早急な事務処理を依頼している。¹³

〔史料5〕東大寺図書館所蔵文書第三部第一二第八六号

〔信乃前司布沙汰文〕

進上

信乃前司請文目錄并消息等

右、進上如件、抑物残他国尔可成給由云々、早々可申成給者也、以此消息旨、吉々令申給耳、謹言、

三月廿九日 僧戒禪状

謹々上 伊勢入寺御房まいる

〔内容〕戒禪が、天喜四（一〇五六）年三月二九日に、東大寺の返抄発給に関わっていた伊勢入寺に対して、

一一世紀の日本における送金為替手形の問題について

信濃前司からの請文目録と書状を提出した時の送り状。「物残」については「他国」宛ての返抄交付を求め、信濃前司の意向を伝える。信濃前司の提出した請文目録と書状は、現存しない。

(史料6) 東大寺図書館所蔵文書第一部第二五第一八八号

案文

勘進 牢籠八丈絹一疋并後請鴨頭草移一帖等代十八石三斗、以_二近江天喜四年御封被_レ成_二御下文_一既了、同年十一月廿三日、
勘加一石七斗

百五十五石定

度々領納色々雑物等事

八丈絹二疋代米三十石定別十五石卅疋代

六丈手作布六十端_{代四十五石}以_二四丈二段_一充_二一疋_一定

鴨頭草移三帖代十石、疋別十五枚定、

已上天喜三年十月十四日請

但如_レ被_二催進_一者、八丈絹三疋也、勘_二於納記_一、既件絹如_二十月十一日御解文_一□疋也、而_二疋領納三疋返進之由、所_二記置_一也、依_レ有_二相違_一召_二問彼請使_一、沙汰_一定_二之後、代物可_レ令_レ奉_レ之状如_レ件、上件絹依_二

使請文_一明日給_二其代_一事、

紅花五斤_{代米十石}、斤別二石、十疋代、
同年十月十九日請

六丈手作布廿段 代米十五石、十五疋代、
同年十一月六日請、

六丈手作布卅三段 二丈 代米廿五石、廿五疋代、
同年十二月二日請、

都合百卅五石

右、去年雜物料物、勘進如件、

天喜四年三月廿九日

僧

〔謹々上 伊勢入寺御房まいる僧戒禪狀〕
(傳)

(内容) 信濃前司より提出された四通の請文案文と東大寺側の記録を突き合わせて、実際の納入済額を、東大寺側が確定したものの。史料1の請文案文で受納したとする八丈絹三疋は、(五疋のうち三匹は返納したので) 実際には二疋のみの受納であることが判明した。そのため、「依有相違召問彼請使」とあるように、納入済額の相違について、使者(念慶)に問いただすとしている。また、「上件絹依使請文明日給其代事」以下は、明日にでもその不足した分を受け取るという意味と推定されている。¹⁴ 信濃前司自身は、一五〇石分を近江国分の封物納入済額と認識して、それに対応する請文案文を提出したのであるが、結局、東大寺が納入済と認定したのは、そのうち一三五石であった。

また、「勘進」の下側の記事によると、この一三五石に、未納とされた絹一疋の価格と後に納入された鴨頭草移し等の価格の合計である一八石三斗が加えられ、さらに一石七斗が加算されて、合計一五五石として定められたとある。この部分の解釈は難解であるが、全体像を解き明かす糸口でもある。

一一世紀の日本における送金為替手形の問題について

(史料7) 『平安遺文』七八四号(紀某請文)

給預

假納壹枚東大寺周防國天喜三年料内、
載米佰參拾伍斛之、

右、先日所_レ進物代佰伍拾斛之内、且所_二給預_一也、但付_二辨濟_一所_レ進、可_レ言_二上事由_一之状如_レ件、

天喜四年三月廿九日

紀(花押)

(内容)東大寺から周防国宛て返抄が発行され、それが紀某によって受領された際の請文。史料4と史料5で、信濃前司が返抄の発給を申請していたことから、この紀某は、信濃前司の使者である。文書の日付は、天喜四(一〇五六)年三月二十九日となっており、先の史料4と史料5の戒禪書状の日付からして、迅速に事務処理がなされたことがわかる。交付された周防国宛て返抄の額面は、米建てで一三五石である。

(二) 全体的解釈と疑問点

以上の史料に関して、まず、異論なく認められる点から整理・確認すれば、

◎天喜三(一〇五五)年十月十四日以降、念慶は、近江国の封物納入分として、絹等、米建ての価値にして一五〇石分の物品を受納し、それに対して総額一五〇石分の請文を交付したこと。

◎しかし、後の東大寺側の調査により、一五〇石分のうち、一五石分の絹の未納が判明したこと。

◎本来、近江国の封物納入分の領收書であった請文は、何らかの理由で信濃前司の関与するところとなり、請文の「案文」が信濃前司より、僧戒禪を経由して東大寺側に提出されたこと。

◎信濃前司は、周防国宛てもしくは土佐国宛ての返抄の交付を希望したこと。

◎それに対して、周防国宛て返抄が信濃前司の使者である紀某に手渡されたことである。¹⁵

ただし、現段階の研究成果では、一連の史料には解明されていない点も多い。福島氏をはじめとする先行研究で既に指摘されている点も含めて、疑問点を列挙すれば、以下のようなになる。

① 近江国の封物納入に対する請文に、信濃前司が関与している点。

② 東大寺側に残る史料の中で、念慶が物品受納の際に手渡した近江国の封物納入に関する請文は、一般には、正文が伝存しているが、この史料では、「案文」が東大寺に残っている点。¹⁶ しかも、その筆跡が他の念慶請文と同筆であり、念慶の花押も据えられていることからして、その案文は念慶作成のものと考えられる点。¹⁷

③ ⑦近江国の封物納入に関する請文の案文を証拠書類として発行された返抄は、近江国宛てではなく、周防国宛てである点。

①そのため、本来の納入者である近江国の立場が一見無視されている点。

④また、東大寺側より納入済と認定された分の一三五石という数値に、天喜四（一〇五六）年三月二九日以降に近江国から納入された絹等の価額十八石三斗という数値と、さらに納入実績の見当たらない一石七斗という数値が加えられて一五五石としていることの意味。

一一世紀の日本における送金為替手形の問題について

- ④ 信濃前司による返抄交付申請の段階では、周防国宛て返抄だけが交付申請の対象となつたのではなく、周防国宛て返抄と土佐国宛て返抄とのいずれかという形で「二者択一的」に交付が申請されている点。
- ⑤ 念慶は、本来、若狭国や近江国からの封物徴収にたずさわっており、絹一疋の未納の問題が生じたとはいへ、少なくともそれ以外の一三五石分については、近江国と東大寺の間に立って封物受納の事務を果たしたはずである。ところが、一三五石分の納入に関して念慶とは無関係の周防国宛て返抄が発行されることにより、一見、念慶の労力が無視されるようになる点。
- ⑥ 信濃前司と布が、周防国宛て返抄の交付と如何なる関係にあるのかという点。
- ⑦ 史料7の請文では、当初交付申請された返抄の額面は一五〇石であるのにもかかわらず、一三五石分の返抄発行で使者紀某が問題なく受納している点。

(三) 疑問点に対する通説的解釈とその問題点

次に、前項で指摘した疑問点に関する通説的解釈を示し、その問題点を指摘する。通説的には、当時、封物納入の請負をする者が存在しており、信濃前司も近江国や周防国等複数の国の納入を請負っているという仮説¹⁸⁾を前提として、一連の史料は理解されてきた(以下では、この仮説を「旧仮説」とする)。しかし、旧仮説を前提とした場合、史料1から史料7に見出される事象を、ある程度までは説明を可能にするものの、多くの点で整合的説明が困難になってしまう。以下では、旧仮説を前提にしている福島氏の説を中心に、その問題点を列挙する。

まず、先述の疑問点の①（以下、丸囲みの数字は、全て前節で提示した疑問点の番号に対応する）に対しては、福島氏は、近江国の東大寺への封物納入に関してあらかじめ近江国と信濃前司との間で取決めがあり、信濃前司は近江国のために東大寺に物資を「代納」する立場にあったと解釈している。²⁰ただし、代納関係にあるという点については、必ずしも直接的根拠があるわけではない。

②に関しては、福島氏は、請文に為替手形的機能があり、請文は案文でも徴収機能がある可能性を指摘している。²¹この点については、近江国の封物納入に関する請文は、封物納入義務者の近江国自身が直接納入している場合には、請文は単なる領収書に過ぎないから、為替手形的機能は持ち得ない。また、封物を代納する者に対して、近江国が既に支払いをしている場合にも、請文は為替手形的機能を持ち得ない。

ただし、本来領収書に過ぎない返抄が広義には為替手形的機能を持ち得たように、請文も、封物を代納した者に手渡された後に、本来の封物納入義務者に提示されて支払いの請求がなされる段階ならば、為替手形的機能を果たす可能性はある。特に、信濃前司が代納者であるという旧仮説に立つかぎりにおいて、もし請文の正文喪失の危険を回避する等の理由で、一時的に請文の「案文」が使用されたといえるならば、案文も為替手形的機能を持つ可能性は残るのかもしれない。しかし、案文はあくまで正文ではないのであって、代納者という信濃前司の立場からすれば、案文のみの取得は、事務的にもまた価値保全の上でも不完全であり、最終的には正文の入手こそが必要である。これについては、あるいは、信濃前司が一時的に案文を受納した後、正文に引換える直前に、旧仮説のいう近江国との代納関係が解消してしまい、周防国との代納関係に基づいて周防国宛て返抄の入手を希望したのだと解釈すればよいのかもしれない。しかし、旧仮説の言うところの代納者たる信濃前司の未納分と判定された一五石分の絹が、史料6では依

然近江国によって納入されていることからすれば、代納関係が解消されたという解釈自体も成立しないのである。なぜなら、代納関係が解消されてしまったならば、史料6で信濃前司の納入済分一三五石と近江国の追加納入分等を合算して一五五石にされていることに意味がないからである。

このように、なぜ請文の案文が使用されているかについては、必ずしも論理的に説明できていないのである。

このことは、同時に、請文の正文の方がどのように使用されたのかについても、整合的な説明ができていないということを意味している。

③の⑦と①については、福島氏は、信濃前司は近江国の封物を支払える立場にあったのだが、両者の間に「問題」が生じ、念慶に支払った分を近江国から回収できなくなったため、念慶請文を根拠に周防国宛てか土佐国宛ての返抄の交付を希望したとする。²⁾

しかし、もしこの解釈に立つ場合、まず近江国は、額面一三五石の周防国宛て返抄の交付の結果、このままでは一三五石分の近江国宛て返抄の入手の見込みはなくなるから、もし信濃前司の東大寺への代納に対する精算分として近江国から信濃前司側への支払いが少しでも残っていれば、その支払分に関して、近江国の立場がまったく無視されることになる。ただし、信濃前司からの天喜三(一一〇五五)年一〇月以降の東大寺(念慶)への四回の納入については、近江国からの精算払いは全く行われていないとか、さもなければ一旦近江国から信濃前司側へ支払いがなされた分は全て近江国へ返還している等の理由で、とにかく信濃前司と近江国の間には債権債務関係が一切残在しないというならば、代納関係解消後に近江国が請文や返抄を得られないことにも問題はなくなる。

ところが、この解釈の場合には、天喜三(一一〇五五)年一〇月以降に東大寺に納入された一三五石に関して、近江

国はもはや無関係であるから、一連の納入実績と近江国との関係は断ち切られていることになるので、信濃前司の納入分とした「一三五石」という「数値」は、東大寺と近江国との間では「全く蓋然性のない数値」となる。つまり、旧仮説及び福島説に立つ限り、東大寺と近江国との関係においては、天喜三（一〇五五）年一〇月以降の近江国から東大寺への納入額は「無い」のであって、史料6に出てくる「一三五石」という数値は、近江国にとって全く無意味な数値となるのである。しかも、その内容は、旧仮説及び福島説に立つ限り、近江国にとっては当然「未納額」ではないのだから、後に近江国が納入した絹等の「納入済額」である「十八石三斗」と合算されている点だが、この場合にも全く不自然となる。その合算した数値は、あるいは、予定される総支払額とでも解釈すればよいのかもしれないが、それでも信濃前司との関係で発生した「一三五石」という数値は、近江国に対しては意味をもたないはずで、やはり「一三五石」という数値が選択されたことを説明できなくなる。つまり、旧仮説に立つ福島説では、この最後の㊦の合算の意味が説明できないのである。

㊦については、福島氏は、信濃前司と両者の関係が不明であるとしている²³。旧仮説を前提とすれば、信濃前司が周防国と土佐国の徴収も請負っており、代納した分は返抄を確保することにより、後にはいずれの国からでも回収できると解釈することになる²⁴。しかし、史料5での「物残は他国」宛てでの交付でもよいという姿勢からすれば、結局、信濃前司は返抄の宛先となる国を必ずしも特定していないのである。この点、もし旧仮説を前提とすれば、信濃前司自身が請負関係にある国を宛先とした返抄交付に固執するはずであり、こうした宛先の不特定性を説明できない。

㊧については、福島氏は、念慶に一五五石の徴収が課せられたとしている²⁵が、先の一三五石分の念慶の労力については言及がなく、不十分である。

⑥については、福島氏は、「布」は代納した八丈絹・紅花・六丈手作布・鴨頭草という物品を「代表」する記載であるとしているが、おそらく旧仮説を前提とする以上、そのように解釈するしかないであろう。しかし、納入された八丈絹等については、東大寺側は史料6で「色々雑物」と表現し、念慶も史料1で「雑物」と表現しているのだから、代納品全体を表現するならば「信濃前司雑物」とでもなるはずである。よって、「信乃前司布」（史料5）という表現は、文字通り「信濃前司の布」という意味にとるべきである。

⑦については、福島氏は、信濃前司側が東大寺の調査結果を受け入れたとする。旧仮説に立つ福島説は、八丈絹等を信濃前司の代納分としているから、一三五石分で信濃前司の使者が問題なく受納している点も、必然的にそうした解釈になろう。

しかし、その解釈のもとでは、東大寺側が返納したという絹一疋は、東大寺（あるいは念慶）と信濃前司との間の問題であるはずなのに、史料6に「以近江天喜四年御封被成御下文既了」というように、近江国が絹一疋の事後処理を負う点が、ここでも問題として残ってしまうのである。

以上、史料1から史料7に関しては、旧仮説やそれを前提とする福島説では全体として整合的な把握ができていないことが明らかとなった。そこで、以下では、より整合的な把握方法を模索してみる。

第三章 送金為替手形としての返抄

(一) 新仮説の提示

史料1から史料7までの全体を整合的に解釈するために手がかりとなるのは、次の六点である。

- 1 信濃前司から交付申請のあった返抄の宛先は、周防国・土佐国であり、ともに京都以西の国であるが、必ずしも宛先は特定化されていない点。
- 2 周防国宛て返抄は、京都で周防国の在京機関に提示すれば、その在京機関は返抄入手のために米一三五石の払出に應じるか、あるいは、第一章で見たような下文により京都周辺の納所に対して使者への払出を指示するであろう点。⁽²⁸⁾
- 3 念慶は「大津」を重要な活動拠点としている点。⁽²⁹⁾特に、念慶は若狭国や近江国からの封物を受納し、時には受納した米等によって東大寺に必要な物資を買付ける役割も果たしており、これを東大寺から見れば、大津にある資金を運用して必要物資を購入する出先機関的存在であった点。⁽³¹⁾
- 4 史料2と史料5の「布」は絹等の「代表」としての概念ではなく、信濃前司が保有していた「現物」の布であり、その保有場所は、信濃前司が念慶作成の案文を入手している以上、「大津の周辺」とするのが妥当である点。
- 5 近江国の封物納入に対する請文の「正文」は、本来、近江国にとつては返抄獲得の事務手続上に必要な「価値のある文書」である点。

一一世紀の日本における送金為替手形の問題について

6 史料6で、問題の二三五石と後に近江国が納入した分の価値一八石三斗とが合算されていることからすれば、天喜三（一〇五五）年一〇月以降、東大寺に納入された二三五石分も、近江国からの「納入済分」として東大寺も近江国も認識している点。

以上の六点から考えた場合、まず、1から4に着目すれば、信濃前司が近江国にある自分の布を大津で念慶に譲渡して周防国宛て返抄を入手し、その返抄によって京都方面で周防国から米を獲得できるという見通し、つまり返抄が送金為替手形として利用されているという全体像が浮かび上がるであろう。

ただし、こうした取組は、東大寺の返抄交付・周防国の支払・信濃前司の布の支払という三つの行為の履行が、取組に関与する全ての者によって「確信」されることを前提として成立するのであって、そのうち一つの行為でもその確実性が疑われたならば、取組の成立は困難になるのである。

この場合、まず、信濃前司側から最も懸念されるのは、京都方面での周防国の支払の確実性であって、信濃前司が先に布を東大寺（念慶）に納入することにより周防国宛て返抄の交付を受けたとしても、京都方面での周防国の支払が不能となれば、当初の目的は達せられず、周防国宛て返抄は東大寺に返却し、先に納入した分の布は東大寺（念慶）から回収しなければならぬという事態に陥るのであり、しかもその回収は必ずしも保証されないという危険がある。一方、東大寺側の、特に東大寺のために物品調達をする念慶側からしても、信濃前司から受納する布の処分と運用には、周防国の支払が完了する時点まで制約が残るという不便が生じる。そのため、このままでは送金為替の取組の成立自体が困難になってしまうのである。

この対策としては、そうした信濃前司側の不安や東大寺側の不便を解消すべく、東大寺側が先に返抄を交付して、

信濃前司は京都方面での周防国の支払を確認した上で布を納入する、という方法も考えられる。しかし、東大寺からしてみれば、この場合には、信濃前司が布を後払することは必ずしも確実ではないのであって、京都方面での周防国の払出後に、もし信濃前司が東大寺（念慶）に布を納入しなければ、東大寺側は返抄を交付しながら、その対価を獲得できないという事態に陥る。そうした事態を想定した場合、東大寺側は返抄発行に消極的にならざるを得ず、結局、この場合も送金為替の取組の成立が困難になるのである。

ようするに、この送金為替の取組には、不確実性が内在しており、このままでは、信濃前司と東大寺それぞれが、自らが負う危険性と不安のために布の納入や返抄交付を躊躇してしまうから、送金為替の取組の成立が難しくなるのである。

しかし、こうした不確実性を緩和する一つの方法として、信濃前司に対し、予め周防国の支払不能を想定して、東大寺（念慶）に納入する布と同じ価値を持つ物品の回収の「保証」が、もし別の第四者から与えられたならば、信濃前司は布の納入に応じやすくなるし、東大寺側も受納した布について処分上の制約が緩和されるため返抄交付に応じやすくなり、結果、先の取組の成立はより容易になるうことが理解できる。こうして見た場合、手がかりとなる点のうち、5と6のように、近江国の封物納入に対する請文（あるいは請文案文）が使用されていること、つまり近江国（あるいは近江国の代納者を含む。以下、「近江国」の概念は全て同じとする。）が、信濃前司・東大寺・周防国の三者に関与しているのは、そうした保証のためであろうことに気付く。そこで、以下では、信濃前司が近江国の代納者の関係にあるという「旧仮説」から一旦離れ、史料1から史料3における封物納入には必ずしも信濃前司が関与せず、封物は近江国から東大寺側の念慶に支払われ、請文は近江国が入手していたという「新しい前提」に立ち、まず信濃

前司が請文の「案文」を入手した経緯から整理してみよう。

その経緯として、一つ目に考えられるのは、請文の正文が近江国から信濃前司に貸与され、信濃前司は念慶に正文を持ち込み、「写し」としての案文を念慶に作成してもらったという可能性である。二つ目に考えられるのは、正文の貸与の有無に関わらず、念慶所有の「控え」としての案文が流用されたという可能性である。

前者の場合には、近江国から信濃前司への正文貸出によって、近江国が請文の正文を提出して近江国宛て返抄を獲得することは、直接的に制限されることになる。

また、後者の場合には、正文の貸出があったとすれば、前者同様に返抄獲得には制限が発生するし、たとえ請文の正文の貸出がない場合にも、近江国宛て返抄の交付は暫時保留するという近江国と東大寺双方の「取決め」さえあれば、近江国宛て返抄の交付は制限可能である。なお、本来は念慶の手許に存在するはずの案文が存在しないという事実自体も、そのまま返抄が不用意に発行されてしまうことを防止するであろう。

この他にも、請文の案文入手に至る過程は色々な想定が可能であろうが、いずれの場合でも、なんらかの形で、近江国宛て返抄の発行さえ保留されていれば、たとえ信濃前司の支払と東大寺の周防国宛て返抄の交付後に、京都方面で周防国の支払が不能となってしまうとしても、信濃前司は納入した布の価値の回復が可能となる。なぜなら、近江国宛て返抄交付の保留解除の条件として、近江国から信濃前司への「保証的支払」さえ付していれば、それにより近江国は返抄入手のために信濃前司へ支払うことを余儀なくされるからである。

ただ、信濃前司の立場からすれば、近江国の保証履行を確保する上では、請文の正文は、近江国や他の者が保有しているよりも、自ら保有して保証履行を催促する際の切り札として確保しておくのが、第一の安全策である。そこで、

以下では、可能な想定のうち、もっとも蓋然性の高いものとして、近江国の封物納入に対する請文が、信濃前司に貸出されて信濃前司に保有されることにより、返抄発行が保留され、その保証的支払が担保されるといふ仮説に立って、論を進めていく。⁸³⁾

さて、ここで保証する立場とした近江国の負担であるが、近江国は保証の支払が発生したとしても、無意味な支出を一方的に負担するわけではない。なぜなら、近江国側は、この保証的支払と引換に、信濃前司の東大寺に対する布の納入実績を獲得できるからである。納入実績の獲得は、保証での支払と引換に、信濃前司が布納入の際に受納する請文を譲り受け、自己の封物納入の実績に転換すれば、書類上だけで行うことができる。近江国は、天喜四（一〇五六）年以降にも継続的に封物納入の義務があり、早晚、東大寺に封物を納入しなければならない立場にあるから、新たな納入実績の獲得すなわち新たな請文の獲得は、将来の返抄獲得の上で意味があるのである。なお、近江国から貸出された請文は、この近江国の保証履行によって近江国に返還されなければならないのは当然である。

ところで、為替の取組額が「一三五石」と定められたことの意味は何であろうか。近江国が封物を早晚納入すべき義務がある点を利用して、保証を付与することができるというだけならば、その保証額を、東大寺での厳密な審査を経て「一三五石」と制限する必要はあったのだろうか。

この点を、まず信濃前司の立場から考えれば、たとえ信濃前司への保証のために近江国の封物納入に対する請文が貸出され、請文と引換にした返抄発行が制限されていようと、実際にはその請文に対応する封物がなんらかの理由で返納されてしまう等、請文が実質上領収書としての価値がないという事態は問題である。なぜならば、この場合には、近江国が納入実績を表象しない請文の取戻のために信濃前司に対して保証的支払をしようという動機は弱まって

しまい、保証が履行されない可能性が生じるからである。このことは、信濃前司にとって不安要因となり、やはり送金取組の成立を阻害する。そこで、近江国の保証をより確実にするためには、請文に記載された封物の実際の納入状況を調査し、あらかじめその保証履行の確実な範囲を確認しておく必要がある。周防国宛て返抄の発行に際して、近江国の封物納入に対する請文が、念慶という一出先機関ではなく、東大寺の返抄発行に関わる機関によって審査されなければならなかったのは、まさしくこうした事情によるのである。つまり、案文の審査を経て封物納入の実績が一三五石に確定された請文に対してならば、近江国が少なくとも一三五石までの範囲においては、請文の取戻に応じることが経済的に合理的であるはずだと、信濃前司は理解できるから、近江国の保証を信用することができるのである。反対に、一三五石を超過する部分の保証については、近江国が一三五石に確定した請文の取戻のために一三五石以上を支払うことはそれほど確実ではない。よって、その超過部分は信濃前司にとって安心できる保証とはならないのである。

また、その際、信濃前司にとって、借受けた請文の正文は、近江国の保証履行を担保する文書であるから、東大寺への返抄交付の申請に際しても、正文を手放すことは避け、その案文の使用を選択すべきことは、容易に理解できよう。

一方、近江国側から見た場合には、保証額が一三五石である必要はない。先に想定した保証的支払のあり方からすれば、三〇石とか二〇〇石という保証額であろうと、その保証履行によって、当初の一三五石の請文は返還され、同時に新たな請文の入手も可能になるのだから、保証すべき額面が制限される要因は一見存在しないであろう。ただし、保証履行によって獲得する新たな請文、つまりここでの想定において、信濃前司が布納入によって得た請文は、東大

寺によって正式な審査を経て納入済みと認められたわけではない。実際には返却があったり、品質に問題があるなどの理由で、東大寺によって納入を否認されてしまう危険性があるのは、史料6の事例と同じである。つまり、保証額の大きさに関わらず、保証的支払による新たな請文の獲得においては、近江国も危険を負担しているのである。史料6で、近江国からの納入済物品とは別に、「勘加一石七斗」として、実際の納入実績が見当たらない数字を、納入済額と合算しているのは、その数値が近江国の納入済額に加算することが認められたものであり、それは、この保証によって危険を負担する近江国への報酬分と考えられる。因みに、「一石七斗」は保証額「一三五石」の約「八〇分の一」という比較的「切りの良い」数字であり、このことも「一石七斗」が保証と関連している推定を補強するであろう。

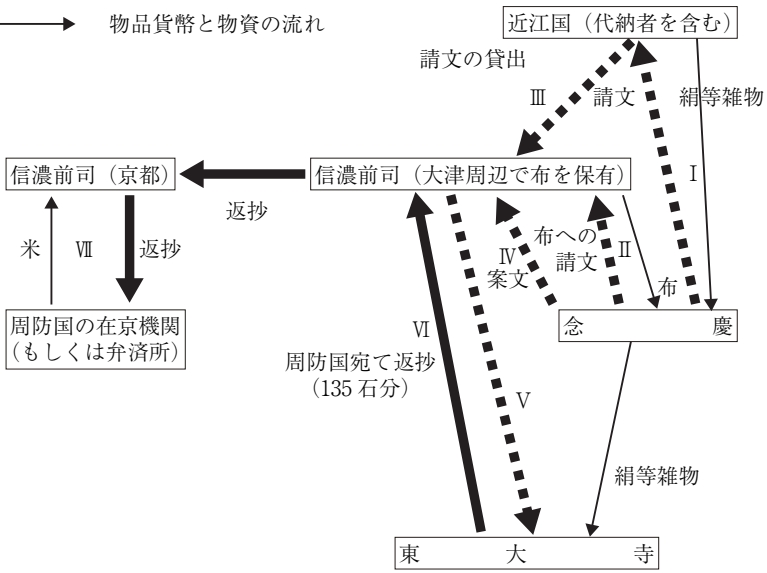
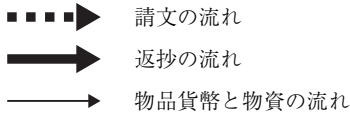
なお、東大寺としても、この送金の取組に参加して、大津で布を保有確保することは、念慶による買付等の経済行為上も有用である。そのため、西方諸国に対する封物の受納権を、大津での布に転換させる動機は、東大寺側にも存在したのである。また、送金為替の取組によって、周防国からの封物納入分を早期に確保できる点も、東大寺にとっては好都合である。つまり、史料6で「一石七斗」分が近江国の納入済額として算入され、近江国の危険負担への報酬とされたのは、東大寺側からしても送金為替取組による利益が存在したからに他ならない。

以上、信濃前司・東大寺・周防国という三者間における送金為替の取組に関して、その三者が取組に参加する動機を持っていること、近江国が保証的に組込まれることによって、取組は安定的となり成立がより容易になること、また、その保証の確実性を審査するためには、近江国の封物納入に対する請文が審査される必要があったことが論理的には理解できた。そこで、この理解のもとで、七点の史料全体を把握する新しい仮説（以下、「新仮説」という）をまとめてみれば、次のようになる。

(新仮説)

まず、天喜三(一〇五五)年一〇月以降、近江国は東大寺の使僧念慶に総計一五〇石分の封物を納入し、念慶は四枚の請文を近江国に交付した(史料1から史料3、図4のI)。一方、信濃前司(あるいはその関係者)は、大津付近で布を保有しており、京都方面への価値移転を考えていた。そこで、信濃前司は、近江国と念慶に協議し、米一五〇石の価値がある布を東大寺(念慶)に納入する際には近江国から一五〇石分の請文四枚を借受けることについて同意を得た。信濃前司は、念慶に一五〇石分の布を納入し、それに対応する新たな請文を獲得する(図4のII)のと平行して、近江国より封物納入に対する請文を借受け(図4のIII)、さらに念慶にその写しとして案文を作成してもらい(図4のIV)、花押により案文の内容が正文と同じであること、つまり一五〇石分の封物納入があったことを証明してもらった。

信濃前司は、請文目録等を作成し、証拠書類として請文案文を添付して、それらを戒禪經由で東大寺に提出し、返抄の交付申請を行った。その際、戒禪を通じて、周防国宛てもしくは土佐国宛ての返抄の交付が円滑に行われることと、もし発行される返抄の額面が一五〇石に達しない場合には、その残り分(物残)は他国宛て返抄を交付してもらうことを依頼した(史料4、史料5、図4のV)。この申請に対して、請文案文の突合せ調査が行われ、一五〇石中、絹一疋にあたる一五石分の未納が判明したので(史料6)、信濃前司には、一五〇石分の一部として、額面一三五石の周防国宛て返抄が交付され、信濃前司の使者である紀某がこれを受納し、請文を東大寺に提出した(史料7、図4のVI)。信濃前司(あるいはその関係人)は京都に赴き、周防国宛て返抄を周防国の在京機関に提示し、払出を受けた(図4のVII)。



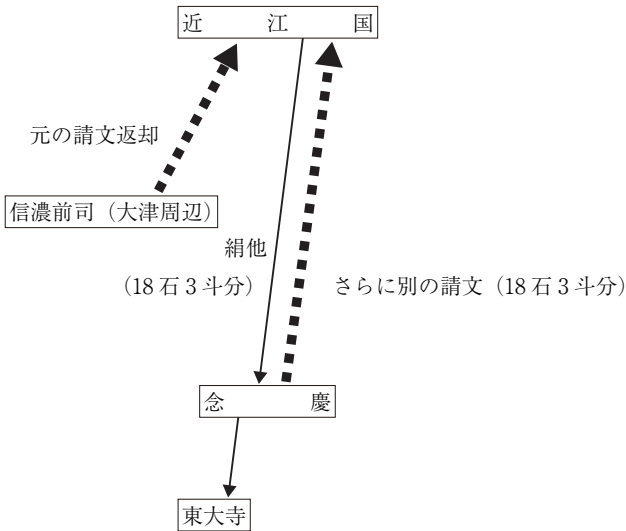
一一世紀の日本における送金為替手形の問題について

一方、京都での米一三五石の受納を確認した信濃前司は、はじめに近江国から借用していた一五〇石分の請文（実質一三五石分）を返却した。また、その一三五石分と近江国から納入されていた十八石三斗、さらには保証への報酬としての一石七斗を加えて、近江国の納入済額の総額は、結局、一五五石であることが確認された（史料6、図5）。

(二) 新仮説の吟味

それでは、新仮説は、先の史料解釈上の疑問点と通説の問題点をすべて整合的に説明するであろうか。以下では、そのことを吟味してみよう。

まず、①の近江国宛て請文に信濃前司が関与している点は、送金為替の取組上の「保証」と



(図5)

して十分理解可能である。

②の請文の「案文」が東大寺に残る点も、近江国の保証の確実性を東大寺が「審査」したためであるとして理解可能である。論理的には、審査のためには請文の正文が提出されてもよいが、請文は近江国にとって、本来は返抄を入力するための重要な証拠書類であり、新仮説の中では、信濃前司に貸与されて、周防国の支払不能時には近江国からの保証的支払を強制する機能もあるので、この正文を審査のために東大寺まで移送し提出する場合、紛失等の危険が問題となる。そのため、請文の正文を保護する目的上、請文の案文が使用されるのは、自然である⁸⁵⁾。

③の⑦④⑤については、新仮説により、矛盾なく説明できる。また、史料6の「勘進」の下にある「一石七斗」についても、近江国による保証上の危険負担に対して、報酬として納入済額に加算されたと考えられる。

④については、信濃前司の目的が、保有する布の価値移転であるとすれば、京都方面で東大寺発行の返抄に対して

支払に応じる者は、周防国でも土佐国でもよいのである。これらの西国の諸国は海路を通じて物資を京都方面へ移送しており、東大寺に対しては封物納入の義務を負い、返抄の獲得を必要としていたので、信濃前司（あるいはその関係者）が持ち込んだ返抄に対し支払に応じるのである。すなわち、この送金為替の取組は、大津方面で布を保有しそれを京都方面へ移送する必要のある者と、京都方面で米を保有し東大寺に支払義務がある西方の国と、諸国から物資を受け取る権利を持つ東大寺との三者の間に成立しているのである。

⑤については、新仮説では、当初より近江国は念慶に封物を納入しており、近江国は保証として機能しているのみであるから、納入の事実自体は一貫して存在しており、念慶の労力は無視されていない。また、近江国の封物納入に対する請文の案文を審査して周防国宛て返抄が発行されているが、周防国宛て返抄によって信濃前司（あるいはその関係者）への京都方面での払出が完了すれば、もはや近江国の保証は不要となり、信濃前司は無条件で近江国に請文の正文を返却できるから、その後は、念慶が近江国より封物を受納し近江国側へ請文を交付しているという送金為替取組以前の状態に、書類面でも回復することになる。たとえば、周防国が支払不能となったとしても、先述のように、近江国が信濃前司への保証として一三五石を支払うのと引換に、近江国が信濃前司の納入実績を獲得し、かつ貸出ししていた請文の正文の返還を受ければ、請文の正文に関しても送金為替取組以前の関係に戻るのである。いずれにせよ、念慶が近江国の封物を受納したという事実は一三五石分に関するかぎり一貫して存在しているのであって、それに関する念慶の天喜三（一〇五五）年一〇月以降の労力は無視されていない。

⑥については、新仮説によって、送金為替の取組として十分説明可能である。

⑦については、新仮説にあるように、信濃前司の使者は、送金為替の取組のために納入した一五〇石分の布のうち、

保証の確実性が確認できた一三五石分の返抄を受納したと理解できる。また、未納とされた一五石分については、近江国に催促されているが、この点は旧仮説を前提とするかぎり説明が不可能であるのに対し、新仮説によって、近江国自身の未納であったので近江国に催促されたとして矛盾なく説明できる。

なお、周防国宛て返抄による当初の送金枠からもれた差額の一五石分が、その後如何に処理されたかは、史料上は不明である。あるいは、近江国による差額納入後、史料5で「物残他国尔可成給」というように、周防以外の国に宛てて送金が取組まれたかもしれないし、結局、送金はなされずに一五石分の布が東大寺（念慶）から信濃前司に返納されたとも考えられる。

以上、新仮説により、先の七件の史料全体が整合的に理解可能になることが確認できた。⁽³⁶⁾ その中では、信濃前司は必ずしも近江国との代納関係にはなく、返抄発行過程で近江国からの保証を引き出しているように、近江国に対して独立的存在であったと考えられる。また、発行された為替手形としての返抄は、人格的な保証が与えられたのではなく、封物納入を示す請文という有価文書によって保証が担保されている。そのため、保証が近江国によって恣意的に撤回されることはなく、その為替手形はより安全で中立的なものになる。これらのことは、この為替手形が、信濃前司を通じて、その関係者やさらに周辺のものにも譲渡・流通していく可能性を十分具備していることを意味している。⁽³⁷⁾

ここに、一一世紀半ばにおいて譲渡性と流通性を備えた送金為替手形が存在したことは、ほぼ確実になるのである。

おわりに

これまでの研究では、一一世紀の段階における送金為替取組の具体的実態は、不明であった。しかし、信濃前司に関わる天喜三（一一〇五）年一〇月以降の文書の検証の結果、少なくとも一一世紀半ばには送金為替手形が存在していたことが確実となった。また、その為替手形は、人的保証ではなく、請文という有価文書を介在として保証がなされていたために、より中立的な存在であり、譲渡性を具備しうることも明らかとなった。

ただし、従前の研究の中では、一一世紀の返抄等に関わる史料は、多くの場合、封物徴収の「請負」の存在を前提として解釈され、そのもとで歴史観が構築されてきた。おそらく、そうした史料の中には、本稿での事例同様に、その前提を離れて再検討すれば、より整合的な全体把握が可能になる事例が多数存在すると予想される。はじめに述べた一一世紀の銅銭不在と為替手形使用の関係は、今後、そうした作業を通じて、当時の流通や決済方法が整理されていくことにより、一層、明らかになっていくはずである。

本稿は、そのための第一歩である。

1 その過程と日本での中国銅銭流通の意義については、旧稿（宋代の国際通貨）『経済論叢』第一五一卷第一・二・三号、一九九三年、「遼北宋間の通貨問題」『MUSEUM KYUSHU』第五一号、一九九六年、「和同開珎の銀銭の問題について」『社会経済史学』第六四卷第二号、一九九八年、「市場と貨幣に対する律令政府の支配力」『社会経済史学』第六五卷第二号、一九

九九年、「平安中期の銅錢流通途絶と使庁権力拡充の問題」『社会経済史学』第六六卷第三号、二〇〇〇年、「一二世紀末の宋錢排除論とその背景」『社会経済史学』第七〇卷第五号、二〇〇五年）で明らかにした。

2 網野善彦「貨幣と資本」『岩波講座日本通史』第九卷（中世三）、一九九四年、二二七～二二八頁。網野氏の説は、大石直正「平安時代後期の徴税機構と荘園制」『東北学院大学論集』（歴史学・地理学）第一号、一九七〇年、佐藤泰弘「一一世紀日本の国家財政・徴税と商業」『新しい歴史学のために』二〇九号、一九九三年、保立道久「切物と切銭」『三浦古文化』五三号、一九九三年等による。

3 桜井英治「中世の貨幣・信用」『新体系日本史』一二（流通経済史）、山川出版社、二〇〇二年、五五～五九頁。

4 福島正樹「僧戒禪書状とその周辺」『信濃・第三次』四〇巻六号、一九八八年。

5 先行研究により、返抄は一一世紀半ばにその役割や意義に変化があったことが明かにされている（勝山清次『中世年貢制成立史の研究』塙書房、一九九五年、一一〇～一一一頁、また福島正樹「家産制的勘会の成立と展開」『史学雑誌』第一〇一編第二号、一九九二年、五八～六七頁等）。東大寺の天喜年間の返抄を主題としている本稿も、本来ならば、引用した史料がいろいろな種類の返抄に関するものであるかを明確にすべきであるかもしれない。しかし、そうした問題への言及は、かえって本稿の叙述を複雑にするのみであり、しかも本稿の論証のためには、いかなる返抄であれ領収書の性格があれば十分であるので、基本的に「返抄」とのみ表現する。

6 勝山、注（5）、一〇七～一一一頁。また、福島、注（5）、六〇頁の図Ⅲ。

7 例えば、勝山、注（5）、一〇四～一〇七頁に指摘がある。

8 史料に、三六〇石の内訳として、「車力一五石 斗欠卅五石」とあるうち「斗欠」の概念については、先行研究ではあまり明らかにされていないが、別稿により改めて検討したい。ここでは、文書によって米が払出されたことが確認できれば十分である。

9 桜井、注（3）、五五～五九頁。

- 10 福島、注(4)、一〇一〇頁。
- 11 史料の翻刻については、『平安遺文』を基本にしつつ、福島、注(4)、山口県編『山口県史』(史料編古代)、山口県、二〇〇一年等の翻刻を参照した。ただし、それらの間で字句に相違のある部分(例えば『東大寺図書館所蔵文書』第一部第二五第一八八号は『平安遺文』七八五号としても翻刻されているが、福島、注(4)との間でかなりの相違がある。)については、『東大寺図書館所蔵文書』の写真を確認して判断した。なお、返り点は筆者が付した。
- 12 福島、注(4)、四〇一〇頁。
- 13 なお、袖書に、額面が一三五石の周防国宛て返抄の「成日」が「去年十二月廿三日」とあるのは解釈が難しいが、去年を天喜三(一〇五五)年と解釈するならば、返抄が遡った日付で交付されということになる。あるいは、袖書を記入した時点から考えての去年と解釈するならば、天喜四年十二月二三日に周防国宛て返抄に対して支払いがなされたという意味の可能性もある。いずれの解釈を取るにしても、本稿の仮説に影響はない。
- 14 福島、注(4)、八頁。
- 15 戒禪・永入寺・伊勢入寺・東大寺別当の相互関係や、返抄発行の事務分担については、福島、注(4)に詳しいが、本稿では、そうした東大寺側の内部関係についての考証は最小限にとどめ、東大寺とその外部にある各者との関係において返抄の機能を分析する。
- 16 同上、一九〇二〇頁。
- 17 同上、一九〇二〇頁。
- 18 大石、注(2)、二五頁。また、河野通明「古代末期の徴税過程をめぐる貴族階級の動向」『待兼山論叢』一号、一九六七年、一八頁。
- 19 例えば、大石氏は、源頼房という人物をそうした複数の国の封物徴収にたずさわる者としており(大石、注(2)、三〇〇三)

一一世紀の日本における送金為替手形の問題について

一頁)、福島氏も、その事例を一つの根拠として、信濃前司を同様の者であるとしている(福島、注(4)、九・二〇頁)。ただし、源頼房については検討を要する。

- 20 同上、九頁。
- 21 同上、二〇頁。
- 22 同上、九頁。
- 23 同上、二三頁。
- 24 例えば、大石、注(2)、三〇〜三一頁に、複数国での徴収事例が挙げられている。
- 25 福島、注(4)、八頁。
- 26 同上、二〇頁。
- 27 同上、九〜一〇頁。
- 28 先行研究によれば、一〇世紀後半以降、官衙が下文を発給して諸国から行事費用を徴収する方法が確立しており(川本龍市「切下文に関する基礎的研究」『史学研究』第一七八号、一九八八年、六〜九頁)、物資は、直接国からあるいは京都周辺の弁済使から徴収されたと考えられている(同上、一六頁、また勝山、注(5)、五〇〜五一・七九〜八〇頁)。また、大石氏は、『宇津保物語』の中で「白き米二百石が券」が贈与される記事等を根拠として、封物が納所梶取等に宛てた下文により京都周辺で払出される方法は、一一世紀にはかなり一般的に存在したと指摘している(大石、注(2)、一八〜二二頁)。
- 29 河野、注(18)、一一二〜一二二頁。
- 30 大石、注(2)、二五〜二九頁。河野、注(18)、一一八〜一二四頁。
- 31 大津は、公的制度によって北陸道諸国から京都に向かう物資全てが通過する流通上の重要地点であり、また、奈良の東大寺もこの地を利用していた(西岡虎之助『荘園史の研究』上巻、岩波書店、一九五三年、一三七〜一四四頁)。

32 「送金」という表現については、当時、布も、米・絹とともに物品貨幣として使用されていたので、問題はない。例えば、『今昔物語』の巻第一六參長谷男依観音助得富語第二八では、布三段を得た男は、馬と鞍と馬草をそれぞれ一段で購入している（『新日本古典文学大系』三五（今昔物語集三）、一九九三年、五四五～五四六頁）。さらに、男が馬を売却する時に、馬の購入者は「只今絹・布ナドハ無キヲ」と述べ、男も「絹・布コソハ要ニハ待レドモ」として、双方がともに対価として絹や布を挙げたのは（同上、五四七頁）、当時、布が物品貨幣として使用されていたからにはおかしくない。

33 よって、本稿でこれから提示しようとする新しい仮説は、厳密には、成立しうる仮説の一例に過ぎない。ただし、請文の貸出自体は、近江国宛ての返抄の交付を制限するための必要条件ではないのであり、また、案文が写しであろうと控えてあろうと、保証の確保のために返抄交付が制限されているという枠組から離れることさえなければ、史料全体は依然送金為替の取組として整合的に説明できるはずである。

34 ただし、周防国の在京機関が直接払出したのではなく、使者は返抄の提示により納所宛ての下文を得て、それにより京都周辺で払出を受けたと考えてもよい。

35 なお、近江国の封物納入に対する請文の案文が東大寺に送付された経緯については、新仮説により説明可能であるとしても、さらにそれが東大寺側に「残っている」理由についても説明する必要がある。なぜならば、周防国宛て返抄は、信濃前司が東大寺（念慶）に納入した布の対価として交付されたとした以上、本来的には信濃前司が布を東大寺に納入した際に発行された請文こそが、返抄発行の証拠書類として一連の案文と差換えられて残されるべきものだからである。

それにもかかわらず、案文の方が東大寺に残った理由としては、第一には、近江国の保証に対して封物納入実績の審査が行われたという事実をあえて残すという「意図」があった可能性が考えられる。第二には、史料2の「信乃□布請文」という記載を、周防国宛て返抄に対応する請文が本来的にはあるのだとする備忘的記載と解釈できるならば、先の差換が「省略」されて近江国の封物納入を示す請文の案文が残ってしまったという可能性も考えられよう。

この第一と第二の可能性は相互に排除し合わないが、いずれにせよ、近江国の封物納入を示す請文の案文の方が東大寺に留め置かれて、信濃前司が布を納入した際の請文自体は東大寺側へ回収されなかったこと自体、信濃前司の布納入が、当初から東大寺への封物納入の行為とは全く異質なもので、つまり送金の取組を目的としていたことを示している。ようするに、信濃前司の布に対する請文は、東大寺にとって当初から諸国の封物納入体系の「外部」にある書類であり、周防国の京都方面での支払が完了すれば、必ずしも重要なものではなかったのである。このことが、近江国の封物納入に対する案文の方が東大寺に伝存した第三の理由である。

ただし、その周防国の払出自体は、東大寺においても確認する必要がある。これに関しては、史料7に「但付弁済所進、可言上事由之状如件」とあるのは難解であるものの、おそらく、京都方面での周防国の払出について東大寺に報告する旨を、使者が誓約した文言であると考えられる。

36 旧仮説がいう「代納関係」そのものからは、本稿で紹介した一連の史料に関して整合的把握はなしえないものの、そのことは、一般に代納関係が存在しなかったということを意味しない。

また、本稿で示した史料に関しても、もし、旧仮説のいうような代納関係のもと、信濃前司が代納分に関して近江国から「全て」回収済だといえるならば、——とはいえ、それはあくまで新仮説を「前提」としているのであるが——、両者の間に代納関係が存続していたという可能性は残る。なぜならば、その場合には、史料6でいう一三五石と近江国の追加的支払額一八石三斗の数値が、近江国の支払済額という性格のものとして合算可能となり、矛盾点がなくなるからである。

ともあれ、本稿での一連の史料の整合的解釈のためには、旧仮説は有効ではないが、社会的には代納関係自体は存在したと考えられる。為替の取組における保証も何らかの信頼関係が前提されている以上、為替制度成立において、代納関係がその成立基盤の一つになった可能性自体は、否定すべきでない。

37 なお、信濃前司の布の京都への価値移転は、送金為替の取組ではなく布の現送によっても可能であるから、この時に送金為

替の取組が選択された理由が問題となる。その理由としては、送金の費用節約が第一に挙げられるが、大津から京都への運送が容易でなかった状況も考えられる。大津では権門による運送業者強雇の弊害が九世紀以来あり、それは一一世紀はじめも同様であった（西岡、注（31）一四五～一四六頁）。

★ 本稿は、平成二〇年度財団法人高梨学術奨励基金研究助成による成果の一部である。